

規制改革・民間開放推進会議
重点事項推進ワーキンググループ
外国人分野担当サブワーキング

平成 18 年 6 月 2 日
内閣官房

<意見交換テーマ1> 「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」

問1. 「犯罪対策閣僚会議」の下に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」
(以下ワーキングチーム)における現在の審議内容をお示し頂きたい。

(回答)

標記ワーキングチームは、外国人に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築を検討するため、平成17年7月19日に関係省庁申合せで発足。以後11回(直近の開催は平成18年5月31日)の会合を開催し、検討を進めてきたところ。

平成17年中は、外国人の在留管理の現状と問題点について、外国人登録制度の現状と検討課題、出入国管理に関する各国比較、受入機関等に係る外国人の在留管理の現状、諸外国における外国人の在留管理、来日外国人犯罪全般の状況等について、議論を行った。

平成18年に入ってから、外国人登録制度の現状や、外国人集住都市会議の規制改革要望書などを踏まえつつ、在留管理の在り方について、

- ・情報を把握する行政目的
- ・行政目的に応じた実施主体や把握事項
- ・外国人本人による報告・届出を促進するための方策
- ・在留管理のために把握すべき事項

を始めとする諸々の論点について、具体的な検討を行っているところ。

問 2

「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成 18 年3月 31 日閣議決定)では、ワーキングチームを構成する省庁(内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)が、以下の事項について18年度中に結論を得るとされている。それぞれの事項に係る検討状況をお示し頂きたい。

- (1)外国人の在留に係る情報の相互照会・提供
- (2)外国人登録制度の見直し
- (3)使用者に対する責任の明確化
不法就労者を使用する事業主への厳格な対処
「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化
- (4)使用者以外の受入れ機関に対する責任の明確化

(回答)

標記計画において示された事項については、それぞれ関係省庁で検討されているものと承知しているが、当WTにおいても、問1でお答えしたとおり、外国人に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みについて、種々の観点から議論を行っており、その中で、外国人の在留に係る情報の相互照会や外国人登録制度の在り方、雇用者その他の受入機関の役割についても議論しているところ。

3. 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」として閣議決定済の事項に加え、当会議としては以下の事項が必要と考えており、本内容に対し、見解をお示し頂きたい。

- (1) 在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件の追加等
- (2) 永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等

(回答)

ご指摘の2点については、必ずしも当WTの直接の検討課題ではないが、今後の検討過程で、このような論点にも議論が及ぶことはありうると考えている。